

消 表 対 第 4 号
平成26年1月21日

株式会社きむら
代表取締役 木村 宏雄 殿

消費者庁長官 阿南 久
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する食料品等の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第3号の規定に基づく「おとり広告に関する表示」（平成5年公正取引委員会告示第17号）第1号に該当する表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売するとして愛知県西尾市一色町産のうなぎ（以下「本件うなぎ」という。）及び本件うなぎを用いたうなぎ蒲焼（以下「本件うなぎ蒲焼」といい、本件うなぎと併せて「本件2商品」という。）に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件2商品について

(イ) 例えば、平成25年7月21日に、香川県内及び岡山県内に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」、「愛知県三河一色産 生うなぎ（養殖）大1本 1,780円」等と記載するなど、別表1「配布日」欄記載の日に、同表「配布地域」欄記載の地域内に配布した新聞折り込みチラシにおいて、同表「記載内容」欄記載のとおり記載することにより

(イ) 例えば、平成25年7月20日から同月22日までの期間に、自社ウェブサイトにおいて、「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」と記載するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、自社ウェブサイトにおいて、同表「記載内容」欄記載のとおり記載することにより

(ウ) 平成25年7月19日から同月22日までの期間に、香川県内及び岡山県内で放送されたテレビコマーシャルにおいて、「うなぎ蒲焼（愛知三河一色産）7月22日（月）土用の丑の日」等の映像を別表3「放送内容」欄記載のとおり放送することにより

あたかも、本件2商品を販売するかのように表示していたこと。

イ 実際には、貴社は、本件うなぎを仕入れておらず、本件2商品の全部について取引に応じることができないものであったこと。

ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、本件2商品について、取引を行うための準備がなされていない場合の本件2商品についての表示であり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、食料品等の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、食料品等の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、取引を行うための準備がなされていない場合の食料品等についての表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社きむら（以下「きむら」という。）は、高松市太田上町1090番地1に本店を置き、自ら運営する「新鮮市場きむら」と称する11店舗及び「まちマルシェ・きむら」と称する1店舗において、食料品等の小売業を営む事業者である。
- (2) きむらは、平成25年7月22日のいわゆる土用の丑の日に合わせて本件うなぎを取引先卸売業者から仕入れ、生のままで販売するとともに、店頭で蒲焼きにして販売する「店頭実演販売」の方法により本件うなぎ蒲焼を販売することを企画し、当該企画を同月21日及び同月22日に「新鮮市場きむら」と称する11店舗において実施することとした。
- (3) きむらは、新聞折り込みチラシ、自社ウェブサイト及びテレビコマーシャルに本件2商品の商品情報を掲載しており、その表示内容について、自ら決定している。
- (4) きむらは、本件2商品について

ア 例えば、平成25年7月21日に、香川県内及び岡山県内に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」、「愛知県三河一色産 生うなぎ（養殖）大1本 1,780円」等と記載するなど、別表1「配布日」欄記載の日に、同表「配布地域」欄記載の地域内に配布した新聞折り込みチラシ（別添写し1及び別添写し2）において、同表「記載内容」欄記載のとおり記載することにより

イ 例えば、平成25年7月20日から同月22日までの期間に、自社ウェブサイトにおいて、「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」と記載するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、自社ウェブサイト（別添写し1から別添写し3まで）において、同表「記載内容」欄記載のとおり記載することにより

ウ 平成25年7月19日から同月22日までの期間に、香川県内及び岡山県内で放送されたテレビコマーシャル（別添写し3）において、「うなぎ蒲焼（愛知三河一色産）7月22日（月）土用の丑の日」等の映像を別表3「放送内容」欄記載のとおり放送することにより

あたかも、本件2商品を販売するかのように表示していた。

- (5) 実際には、きむらは、本件うなぎを仕入れておらず、本件2商品の全部について取引に応じることができないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、きむらは、取引の申出に係る本件2商品に関し、取引を行うための準備がなされていない場合の本件2商品についての表示を行っていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第3号の規定に基づく「おとり広告に関する表示」第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1（新聞折り込みチラシ）

配布日	配布地域	記載内容
平成25年7月20日	香川県内 (綾歌郡・坂出市・丸亀市・仲多度郡・三豊市)	・「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」
平成25年7月21日	香川県内 (高松市・さぬき市・東かがわ市・木田郡・綾歌郡・坂出市・丸亀市・善通寺市・仲多度郡・観音寺市・三豊市) 岡山県内 (岡山市・倉敷市・玉野市)	・「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」 ・「愛知県三河一色産 生うなぎ(養殖)特大1本 1,980円」 ・「愛知県三河一色産 生うなぎ(養殖)大1本 1,780円」

別表2（自社ウェブサイト）

表示期間	記載内容
平成25年7月20日から同月22日までの期間	・「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」
平成25年7月21日及び同月22日	・「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」 ・「愛知県三河一色産 生うなぎ(養殖)特大1本 1,980円」 ・「愛知県三河一色産 生うなぎ(養殖)大1本 1,780円」
平成25年7月19日から同年8月31日までの期間	・「うなぎ蒲焼(愛知三河一色産) 7月22日(月) 土用の丑の日」 ・「うなぎ蒲焼(愛知三河一色産) 店頭で炭火焼き! (1本) 1,980円より」

別表3（テレビコマーシャル）

放送内容
・「うなぎ蒲焼(愛知三河一色産) 7月22日(月) 土用の丑の日」 ・「うなぎ蒲焼(愛知三河一色産) 店頭で炭火焼き! (1本) 1,980円より」

7/22 月限り

土曜の香
うなぎ蒲焼

店頭 実演販売

炭火でじっくり
焼きあげます!

産地不明
うなぎ蒲焼

産地不明
生うなぎ(養殖)
1本

大 **1,780円** 特大 **1,980円**

「土用の丑」とは
土用の入りになって最期に
来る丑の日のこと。夏バテ
防止にうなぎを食べると良
いとされています。

別添写し 2 - 1
(抜粋)

7月22日(月) 海苔おにぎり食べ比べ大会です。

魚 鰻

愛知県三河一色産 生うなぎ(養殖) 特大1本 1,980円

うなぎ蒲焼店頭実演販売 炭火でじっくり焼き上げます!!

「土用の丑」とは 土用の入りになって蛇神に 出る柱の日のこと。夏バテ 防止にうなぎを食べると良 いとされています。

愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より

うなぎ重 980円

国産うなぎ 1,980円

うなぎ丼 480円

うなぎおにぎり 498円

うなぎとらふんセット 580円

うなぎ 680円

海苔太巻寿司 458円

国産うなぎに巻いたおにぎり 698円

別添写し 2 - 2
(抜粋)

愛知県三河一色産
生うなぎ(養殖)
大1本
1,780円

【映像1】



【映像2】

